

平成25年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年9月20日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 矢野 隆行 2番 梶山 幾世  
 3番 井狩 辰也 4番 市木 一郎  
 5番 高橋 繁夫 6番 奥村 治男  
 7番 中島 一雄 8番 丸山 敬二  
 9番 西本 俊吉 10番 坂口 哲哉  
 11番 立入三千男 12番 太田 健一  
 13番 野並 享子 14番 小菅 六雄  
 16番 三和 郁子 17番 鈴木 市朗  
 18番 内田 聡史 19番 田中 良隆  
 20番 河野 司

不応招議員 15番 田中 孝嗣

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策監 (文化・スポーツ振興担当)	田中 善広	政策調整部次長	玉田 善一
総務部次長	立入 孝次	広報秘書課長	竹中 宏
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
書記	遠藤 美穂子	書記	佐々木美砂子

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第68号から議第87号まで  
(平成25年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他19件)  
各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決
- 第4 特別委員会審査報告

## 追加議事日程

- 第1 意見書第7号から意見書第11号まで  
(消費税の増税中止を求める意見書(案) 他4件)  
提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

## 議事の経過

(再開)

○議長(三和郁子君) (午後1時00分) 皆様、お疲れさまでございます。

ただいまより、第3回野洲市議会定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(三和郁子君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は19名であります。欠席議員は第15番、田中孝嗣議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、9月4日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条、第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(三和郁子君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第20番、河野司議員、第1番、

矢野隆行議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(三和郁子君) 日程第3、各委員長より委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第68号から議第87号まで、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第3号)他19件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第1番、矢野隆行議員。

○1番(矢野隆行君) 第1番、矢野隆行でございます。総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

去る9月3日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日に委員会を招集して、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告を申し上げます。

議第87号、町または字の区域および名称の変更について、以上1件を議題といたしまして詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第87号の1議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長(三和郁子君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第2番、梶山幾世議員。

○2番(梶山幾世君) 第2番、梶山幾世でございます。

去る9月3日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第85号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、以上の1議案を議題として詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第85号の1議案については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第10番、坂口哲哉議員。

○10番（坂口哲哉君） 第10番、坂口哲哉です。

去る9月3日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第86号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第86号については、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第19番、田中良隆議員。

○19番（田中良隆君） 第19番、田中良隆でございます。

去る9月3日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月11日、12日に各分科会を、18日に委員会を招集し、説明員の出席を求め慎重に審査いたしました結果につきまして、ご報告を申し上げます。

議第68号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、議第69号平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第70号平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第71号、平成25年度野洲市介護保険事業特別

会計補正予算(第1号)、議第72号平成25年度野洲市下水道事業者特別会計補正予算(第1号)、議第73号平成25年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)、以上、6議案につきまして議題といたしまして、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し慎重に審査いたしました結果、議第68号については市木一郎委員他3名より修正案が提出をされました。修正案の内容は、財政面の議論がなされていない状況下で新病院整備に関する補正予算を提案されるのは状況尚早であり、平成25年度野洲市一般会計補正予算(第3号)から新病院整備基本構想策定支援業務委託料他関係予算483万7,000円を減額するというものであります。提出者の説明の後、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。採決の結果、市木一郎委員他3名から提出された修正案については、賛成少数でありました。次に、原案については賛成多数でありました。よって、議第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。議第69号から議第73号までの5議案につきましては、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。終わります。

○議長(三和郁子君) これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。  
ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(三和郁子君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
次に、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

第11番、立入三千男議員。

○11番(立入三千男君) 第11番の立入三千男でございます。

去る9月3日の本会議におきまして、決算特別委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月6日、9月9日、9月10日に各分科会を、18日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果について、ご報告を申し上げます。

議第74号平成24年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、議第75号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第76号平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議第77号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第78号平成24年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第79号平成24年度野洲市下水道事業者特別会計歳入歳出決算の認定について、議第80号平成2

4年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第81号平成24年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第82号平成24年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第83号平成24年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、議第84号平成24年度野洲市水道事業会計決算の認定について、以上11議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査をいたしました結果、議第74号から議第77号までについては賛成多数にて原案のとおり認定すべきものと決しました。また、議第78号から議第84号までについては、全員賛成にて原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（三和郁子君） これより、決算特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第68号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）に対し、市木一郎議員他3名からお手元に配付いたしました文書のとおり、修正の動議が提出されています。これをあわせて議題といたします。

これより修正案に対する提出者の説明を求めます。

第4番、市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 第4番、市木一郎でございます。

9月18日開催の予算常任委員会に提出いたしました修正の動議と同様の内容ではありますが、本日の本会議へも提出するものでございます。それでは、議第68号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について、提出者を代表して説明をいたします。

この修正案は、新病院整備の検討の凍結解除による新病院整備に係る本補正予算計上分を減額しようとするものです。山仲市長は平成24年12月18日開催の野洲市議会都市基盤整備特別委員会において、「新病院整備に関して市が提案された野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針（素案）」が採決されたのち、19名の委員のうち7名の反対があったことを重く受けとめ、12月20日の臨時全員協議会において新病院整備の検討の凍結を表明されました。その臨時全員協議会の資料では「新病院の整備は市民の受益が大きい反面、多大な財政負担が伴い、野洲市の将来に大きく影響する課題の1つです。今後、

新病院の可能性の検討を引き続き進めていくには、市民の総意を得る前提として、市議会の大多数の力強い賛同が得られることが欠かせないと考えています」と、記載されています。また、「今後の新しい行財政プランの策定過程で財政見通しを一層明らかにする」とも記載されています。しかし、昨年10月に発表された野洲市中期財政見通し（普通会計）でございますが、これによりますと、普通交付税の一本算定の影響もあり、平成25年度から平成29年度の5年間で歳入歳出差し引きは予算ベースであるものの、約40億円の歳入不足となっています。行財政改革については、本年4月に庁内に行財政改革推進室を設置され、市財政の健全化に向けた取り組みを強化されようとしているところであり、現状では課題整理をされ、7月19日の全員協議会において、事務事業のあり方見直し業務について報告を受けたところです。課題については24項目、そのうちで予算に係るものは12項目で、平成25年度当初予算ベースでその合計額は約10億7,000万円とありますが、課題の抽出対応については今後調整されていく予定であり、課題については事業の中止や予算の削減を前提とした課題抽出ではないとされています。また、進行管理表によると、担当課による関係者等との調整は平成26年度予算編成作業との関係もあり、平成26年1月までとされており、この段階で財政基盤の健全化に対する方策の輪郭が示されることとなります。したがって、私どもが一番懸念しております財政面の議論はここからがスタートになるものと考えております。このような状況下で新病院に関する補正予算を提案されるのは時期尚早であると考えます。

それでは、内容についてご説明いたします。別紙、平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案をご覧ください。第1条第1項に規定しています歳入歳出の補正予算追加額を3億1,651万4,000円に、補正後の歳入歳出予算の総額を198億6,414万5,000円に修正するものでございます。次に、第1表歳入歳出予算補正におきましては、歳入の表については款18繰越金、項1繰越金の補正額2億96万7,000円を483万7,000円減額し、1億9,613万円とするものです。また、歳出の表については款2総務費、項1総務管理費の補正額1億8,162万9,000円を483万7,000円減額し、1億7,679万2,000円に修正するものです。歳出の減額につきましては、新病院整備基本構想検討委員会委員謝礼及び費用弁償並びに基本構想策定支援業務委託料であり、その詳細は参考資料のとおりですので、説明を省略させていただきます。

新病院整備は本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題であります。将来を真

っすぐ見詰めることは大事ですが、それと同様に、ゆっくりと周囲を見渡すことも大事だと考えます。議員の皆様のご判断をよろしくお願い申し上げ、修正案の説明とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） これより、議第68号に対する修正案に対し質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。再開時刻は追って連絡いたします。

（午後1時23分 休憩）

（午後1時39分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。発言は30分、3回までとします。

第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 第17番、鈴木でございます。

議第68号、平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案の動議について質問を行いたいと思います。

きのうの夜と今日の朝は本当に1年に一遍というんか、数十年に1度というような本当に中秋の名月というようなお月様が本当に我々の心をいやしていただきました。たしか松尾芭蕉だったかな、あの月を取ってくれと泣く子かなというような芭蕉が詠んだ歌がございます。なかなか名句でございます。私もそのような心穏やかにいたしまして、質問をしてみたいと思います。

まず最初に申し上げますが、我々議会はやはり二元代表制でございます。ですから、議会としての立場を粛々として進めていかなければならない義務がございます。特に、今回の市民病院の設置につきましては、市民の健康と命を守るという大きな使命がございます。それにちなみまして、質疑を申し上げたいと思います。

市木議員の説明の中には、483万7,000円を減額し、新病院の業務委託料の減額等を出されております。私が思いますのには、この説明の中では483万7,000円の減額を繰越金で対応されていますね。しかしながら、繰越金で対応するということは、消耗品の部分について相当改善をしていかなければ、訂正をしていかなければならんというような作業が発生してまいります。でも、私が思いますのは、財政管理費の中でこの483万7,000円を、これを財政調整基金の中に組み入れたら、その操作も簡単に済むんじゃないですかという思いはしています。ですから、483万7,000円を私はその



新病院基本構想策定支援業務委託料を減額するというようなことは到底思ってもおりません。ちょっと議長待って下さい。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後 1 時 4 3 分 休憩）

（午後 1 時 4 3 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（鈴木市朗君） 私どもの議会の中には、議員全員がこの新病院に関する検討機関がございました。それは都市基盤整備対策特別委員会でございます。それぞれの議員さんの発言をお聞きしておりますと、まず、市木議員の発言には郊外へその病院用地を求めたらどうやというような発言もございました。しかるに、郊外にその用地を求めていくとすれば、用地代がその病院建築にかかる以上の6億円というものがプラスになって表れてまいります。今のこの市木議員の修正案の中ででは、財政の問題を大変ご心配になって、修正案を提出されていると私は思いますが、市木議員のその特別委員会での発言はどのように受けとめられるのか、そして、その郊外の立地場所、そして規模等をやはり明確にさせていただかなければ、我々は納得することができないと思います。市木議員にお伺いいたします。

次に、立入議員にお伺いいたします。平成25年第3回都市基盤整備特別委員会の会議録をもって質疑をいたします。病院というのはいないんですけども、このとおりに書いていますので、このとおりに読みますので。「やはりこの湖南圏域で、野洲ではやはり開業医さんがかなりあるという中で、初期診療というようなことで、そういうような方をお願いして、近くにはやはり成人病センターなり済生会、滋賀医大というようなことが近隣にありますから、私はそちらの方へも開業医に診てもらって、そっちの方で病院としてもできないという背景を踏まえています」というようなことを、今のこのときにおっしゃっています。で、こういうことを実行していけば、両市の連携というのがこれは全く崩れてしまいます。今まで野洲病院が担っていたのはやはり2次医療です。地域の52診療所の先生方が、やはりこれはここでは無理やろと思ったら、やはり2次医療へ野洲病院へ移されます。野洲病院で対処ができない場合は3次医療、例えば、成人病センター、滋賀医大、済生会等へ回されるんです。だから、2次、3次の役目というのはここで必ず出てくるんです。ですから、2次医療の重要性というのは、これは認識してもらわんことにはだめです。そしてまた、住みよいまちのアンケート結果では、やはり市内に総合病院がないというよう

なまちは、これはもう絶対にだめです。そういう観点から立入議員に質疑をいたします。

次に、坂口議員にお尋ねをいたします。都市基盤整備対策特別委員会の中で、今現在、守山市民病院は赤字経営で運営をされています。坂口議員の発言の中では、守山市民病院と共同で運営していったらどうやのというような発言もございました。しかるに、共同で運営していくプロセスをやはり示していただきたいというようなことを私は質疑として出しておきます。

そして次、井狩議員にお尋ねします。この繰越金の出納閉鎖はいつでしたか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 第4番、市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） ただいま鈴木議員から質疑通告書をいただきました。

1番目が修正内容ということでございました。歳入の方では、先ほども説明しましたから、あれですけども、繰越金を483万7,000円減額するというものでございます。歳出の方は総務費の中ですね、細かく言いますと、新病院整備基本構想検討委員会委員謝礼42万5,000円を減額するということです。それから、新病院整備基本構想検討委員会委員費用弁償3人分21万2,000円を減額してゼロにする。それから、新病院整備基本構想策定支援業務委託料420万円を減額する。内容ということはこのことでございます。

それから、2番目に都市基盤整備特別委員会での発言の整合性ということで通告をいただいておりますが、今回の動議には直接関係ございませんので、ここでは答えるのは適当ではないかと思いますが、せっかくのお尋ねでございますので、お答えをしたいと思います。それは前回は申し上げたと思うんですよ、現在は多数決ですから、整備の方向で動いていますよね。ですから、整備をしたら、駅前じゃなくて郊外で将来のまちづくりを考えて検討すべきじゃないですかと、こういう趣旨で発言を申し上げました。それは例えば、・王新駅はいつできるかわかりませんが、図書館あり、今度、防災センターができました。それから、福祉センターもございますね。1つの次の核になろうとしているところがありますね。それから、その周辺は耕作放棄地もあり、そういうところに次のことを考えて、どうせつくるんだったら、持っていったらどうですかという考え方ですから、金がないのに6億また要るやないかということではございません。つくと仮定したらということでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第11番、立入三千男議員。

○11番（立入三千男君） 先ほど来、議第68号に関しまして質問をされておりますが、この68号は修正動議というようなことで、病院の基本構想の策定の420万あわせて関係する483万7,000円ですか、というようなことの提案をしているところでございますが、本来なら、この特別委員会とかそこから答える必要もないと思うんですけども、私の持論を申し上げておきたいと思いますが、今の説明の中にもございましたように、野洲市内には52の診療所、歯科医からいろんなマッサージとか、いろんなことを含んで52のかかり付け医院がございます。そうした中、今の1次診療、2次診療、3次診療、今いう3次になってきたら先進医療というようなことでございますが、いつも言うてるんですけども、病院は私も含めて必要でないと言われる方は誰もおられないと思います。私も今言うように、もう病院はもう欲しいと、もろ手を挙げて賛成するところでございますが、先ほど来の提案の説明でもございましたように、やはり野洲の人口5万の財政力からして、建築するときにはいろんな補助金、交付金とかをもらってできるんですけども、運営、経営していくのに、将来の財政圧迫を来すやないか。ご承知のとおり、中主と野洲の合併に至りました。あの交付税につきましても、今言うように、今現在は2つとも合わせてもらっていますが、平成27年度から一般算定というようなことで、今までの2つもろてたんが1つになり、おおむねでございますが、約8億というような交付税が減というような中もございますから、そのような観点から、財政という観点から先ほどの市木議員の、今の段階では病院に手を出すのは、運営していくのはいかなものかというようなことで提案されているところでございます。私も一昨年になるんですか、北海道の夕張市へ参りました。あの財政破綻というようなことを目のあたりにしてきました。こんなまち、誰がしたんやな、首長とか理事者だけやしに、議会がそういうようなことでしっかりしていなければ、やはり市民の皆様方にそれ相応の負担増を来す。しっかりそういうようなこと財政力というのを勘案して、やはり物事には賛成なり、反対なり、いろんなことを物申していくべきだと思っておりますし、人口5万の財政力からして、身の丈に合った財政運営、事業運営をお願いしたいということで、先ほど申し上げましたように、修正動議に対しての答弁にはなっておりませんが、関係する質問でございましたので、私の方から私の所信の一端を申し述べて、ご回答といたします。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第10番、坂口哲哉議員。

○10番（坂口哲哉君） 第10番、坂口哲哉です。

鈴木議員にお尋ねは統合病院に対するプロセスということでございますが、滋賀県でも公立甲賀病院がございます。これは昔、甲賀市が、7町がつくられた病院でございますけれども、こういった病院もございます。で、守山市民病院と統合すればどうかという問題でございますけれども、要するに、草津市民病院はございません。13万余りの人口で市民病院はございません。栗東市もございません。湖南4市の中で持っているのは守山市民病院だけです。この守山市民病院もかなりの交付金を出して、にもかかわらず累積赤字が23年度では12億余りということになってございます。それと、大津市民病院がこの9月初めに決算状況を出されましたが、23年度の状況を見てみますと、他会計からの繰入金14億4,900万。それで、24年度では累積赤字で12億5,000万となって新聞報道されました。公立病院の病院自体で黒字決算を出している病院は、全国どこへ行ってもございません。しかしながら、先ほどから言われている市民の感情を込めるといふならば、先ほども言うておりますように、郊外への建設が必要じゃないかと。あるいは、それも守山市民病院との統合を含んで考えながら、病院を考えていったらどうかと、こういうことでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 第3番、井狩辰也議員。

○3番（井狩辰也君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

繰越金の出納閉鎖時期は5月末だと思います。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 再質疑を行ってまいりたいと思います。

今のご回答を聞いておりますと、私が期待していた回答じゃなくて、何か皆さん、都市基盤整備特別委員会の発言を物すごく軽率に感じられておるんですよ。やはり発言者は、きちっとした議事録が残っておりますので、それもきちっと私も挙げております。もうちょっと責任を持った、質疑に対する回答をいただきたいと思います。市木議員のその件、郊外の件も、発言されたのは私もよく存じております。そして、何回も言いますが、市民の健康と命は今の野洲病院でいつまで守れますか。それをあえて郊外に持っていくとすれば、時間的にどれだけかかりますか、持っていくとしたら。それに対する予算措置が必要でしょう。中期財政見直しをおっしゃっています。そろそろ大変立派なことをおっしゃっ

ています。でも、市木議員、これ、歳出ばかりのことを捉えていないですね。歳入の方も議論をしていかなければ、今まで執行部側また議会側が固定財源の確保に向かって市長をはじめさまざまな人が汗をかいてくれた経緯がありますね、そうしたものの財源確保がどのようにになっていくか、そういうことも総合的に勘案して物事を進めていかなければ、歳入と歳出のバランスというのは、これは必ず必要になってきます。ですから、歳出ばかりをおっしゃっていますが、歳入の根幹となる部分がどこにある、そういうこともしっかり勉強していただきたい。それは私、一つお願いしときます。

そして、立入議員さんですね。先ほどのご回答では、ちょっと私の方は理解ができなかったということです。52カ所の診療所が今現在、野洲市にはございます。今、野洲市では、5万800人の人口の中で52カ所の診療所というのは、まあ飽和状態です。ですから、飽和状態の中で2次診療にどういようにして持っていくか、そういうようなこともある程度考えていかなければ、この医療行政なんてもちませんよ。あなたの場合は2次医療は要らないと。そして、3次医療の方へ行けというようなことがここにきちっと議事録で残っていますね。果たしてそのようなことで、市民の健康、命を守れると思われませんか。開業医の先生方と医師会との懇談会の中で、そんなことはとてもできませんと。やっぱり診療所は2次に紹介して、そこで対応してもらおうと。2次で対応できなかった場合は3次に行ってもらおうというようなことが医師会の懇談会の中で先生方、はっきり申されましたでしょう。だから、そういう件も踏まえて、どうですかと私は質問しているわけなんですよ。ご回答をよろしくお願いいたします。

坂口議員がただいま私の質疑の中でいろんな病院のケースを挙げて、もうほとんどが赤字やというような話がありましたけどね、坂口議員はその赤字になる要因というのを突き詰められているんですか、赤字になる病院の要因。因子があって初めてそういう赤字になってくるんですよ。因子もないのに赤字にはなりません。でも、因子の中には外因子もありゃ、内因子もあります。今回の私の言っているのは、これは外因子の関係を言っています。ですから、そういうような、ただ単に郊外型にある病院のデータだけ取って、全て赤字やということは、これは絶対に許せないですよ。やはり滋賀医大の学長さん、また、県の厚生部次長さんを交えて、新病院可能性検討委員会というものを数回催して、さまざまな方にご議論願って、今やっここまでこぎつけられてきたんじゃないですか。ですから、頭から赤字、赤字って、そういうような発言はやはり市民に不安を与えることですから、それはやっぱり避けて下さい。再度、回答をお願いします。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第4番、市木一郎議員。

暫時休憩いたします。

（午後2時04分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○4番（市木一郎君） 鈴木議員の再質疑にお答えはしたいと思いますが、質疑というのは本来、議案ですね、動議に関係するものに対して、どうなってんねやというご質問をいただくのが本来だとは思いますが、先ほどと一緒にせっかくご質問をいただいたので、お答えをしたいと思います。

歳入ですね、考えないかん、こういうことですが、今、一生懸命、行政の方で行財政改革に取り組んでいただいております。これで何がしかのものがまず見えてくるだろうと思いますが、当然、都市計画税のときには市長が判断されて、なくなったわけですけども、やはり何らかの増税策というものは打ち出していかざるを得ないのであるというふうに考えております。市長は常々サービスを切らない、こういうふうにおっしゃっているわけですけども、やはり入るをはかって出ざるを制すということがございますので、ないそでは振れないということも、これは現実でございますので、なかったら、やはり新たな税を創設するなり、何らかの方策は講じていって、市民の皆さんにもご負担をいただいでいく、現状ではそういう方向も視野に入れていかざるを得ないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第11番、立入三千男議員。

○11番（立入三千男君） 先ほど冒頭にも申し上げましたように、今も市木議員よりお話がございましたように、68号に対しての質問というようなことがこのような質問だろうと思うんですけども、先ほど来、順序に答えていますから、先ほどの質問に対して答えさせてもらいますが、先ほども説明がございましたように、市内52診療所、いろんなところで今言うように、当院ではこれ以上はできないというようなときには、やっぱり先進医療、高度医療というようなことで、2次診療も含めて3次診療というようなところで他病院へ転送されるというのが実態でございます、現の野洲病院を否定するものではございませんけども、やはり高度治療というようなことを必要とする場合ですから、この特別

委員会でも済生会なり、成人病なり、滋賀医大というようなところで、そういうような高度医療を受けられたらいかがなものかというような、当委員会で発言をさせてもらったところでございます。それと、根本的なあれですねんけど、私は今言うように、先ほど来から声を大にして言っているように、人口5万の財政力からして市民病院は持てるのか、持てないのか。もちろん提案されていますから、持てるというような見通しだと思うんですけども、しかし、背景は財政力というようなことを懸念するところでございます、余りにもこの市立病院、市の病院としていったら、将来に財政というようなことでリスクを伴うんじゃないかという観点から、今言うように、いかがなものかというようなことで修正動議を出させてもらったところでございます、市立病院ではなしに民間病院でも来てもらったらいと思うんですけども、今の段階ではないというような話でしたけども、私是一案呈してこのような場で言うべき話ではないかもわかりませんが、ご承知のとおり、国道8号線沿い、老健施設で100床、老健施設はドクターは理事長で経営しなければならないというような中で、すみれ会さんは神戸須磨の方で病院を大きく展開されているというようなこともインターネットで見えておりますし、そういうようなことで、また民間のそういうような病院が進出してくれたらいかがなものかなという思いをいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第10番、坂口哲哉議員。

○10番（坂口哲哉君） 再度お答えを申し上げます。

統合病院の問題でございますが、いろんな問題がございます、私も現役時代、国民健康保険を6年間やっておりました。その中で一応、病院の中の分析というのか、そういったものをしたこともございます。そういう大きな問題としては医療機器が十分に発展しておりますので、毎年、毎年ほど変わるといって時期になっております。そういった問題からして、多額の数億円の医療機器がかかるわけですから、そういったものをどんどん投入していかなければならない問題もございますし、皆さんの病院の患者さんの療養を、治すという問題点からして、2次診療、3次診療が必要かもわかりませんが、直接3次診療に行かれても全然問題はないと思いますけれども、そういった問題からして分析の中でいきますと、そういったものが非常に高くかかるということでございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 私は3回しか答えられなくて、持ち時間が半時間ですので、あと14分ありますが、なかなか私の質疑に対して正確な回答が引き出せないという思いで聞いております。

まず、市木議員の方からの回答の中で、増税もやむを得ないというようなことがありましたね。市長は今まで「市民に覚悟はしてもらおう」という言葉はおっしゃいましたけれども、増税するというようなことは一言も言うておられません。ねえ、市長、そうでしょう。増税するというようなことは一言も言うておられないんですよ。増税を覚悟せなあって、そんなことをやはり民意を代表する我々の議会が、増税、市民に負担をかけないでどうして病院を整備していくか、この野洲のすばらしい資源をどんどん活用したら、歳入の方にも回ってくるんですよ。おわかりですか、市木議員。野洲のすばらしい資源を活用して、うまくまず活用していけば、歳入の自主財源というものがその根幹として出てきますから、そういうことも一つご研究していただきますよう、よろしくお願いいたします。

そして、立入議員の方にはただいま回答をいただきましたが、私から言いますと、2次医療はさほど必要じゃないというように私は感じております。医師会の先生が病診連携ということで、やはり野洲病院を頼りにしておられます。ですから、病診連携、野洲病院、そしてまた在宅医療ですね、そういう部分をどのような形で持っていかれるんですかね。やはり、今の新病院検討委員会の中では、あなたは一度も検討委員会の傍聴には来ておられませんでしたね。私はずっと来ていました、行っていました。その中で、新病院に何が求められるかという、これは滋賀医大の学長さん、また、県の厚生部の次長さんが、この辺にない1つのものを打ち出していこうじゃないかというようなことで、特に在宅医療、これにも力を入れましょうと。そしてまた、内視鏡センターを充実させましょうと。病気の早期発見に力を入れましょうと。でも、なぜ内視鏡センターを充実させていくかといえ、内視鏡センター、内視鏡検査は自由診療なんですよ。自由診療だから、そこそこの収益が上がるわけですね。収益の目玉といってもいいんですよ。やはり、そういうものの収支をきちっと検討委員会では捉まえておられるんですよ。ですから、そういうことを念頭に置いていただかないと、2次医療の根幹が崩れてしまいます。反対されている方に何ほ言うても、釈迦に説法やと思いますので、これ以上言いませんけれども。

そして、坂口病院の収支の件ですが、ほとんどの病院は郊外でしょう。郊外にあるから、赤字になるんですよ。全て郊外です。駅前にある病院の中で、どこの病院がありますか。それで、ある病院の収支はどうなっていますか。やっぱりその辺をよく検討していただく



必要はあるかと思えます。

何回言うても、回答は同じような回答になると思いますが、これで私の質疑は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 第13番、野並享子議員。

暫時休憩いたします。ちょっと待って下さい。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時16分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（野並享子君） 私もこの修正案、68号の修正案に対して質問をさせていただきます。

先ほど提案理由の説明でおっしゃいました。いろいろとおっしゃったんですけども、まず私、基本的に、今、野洲病院には15万人の方々が利用されているという、こういう本当に市民が頼りにしている病院、いろんな市民にお聞きしましても、野洲に病院要らんといいそんな声ではなく、アンケートでも何でも、やはり残り7割、8割の人たちが野洲に病院はどうしても必要ということが言われております。そういう中で、先ほどの提案説明のところで、時期尚早ということをおっしゃってました。そのとき、来年の1月に出される行革の中身を見てというようなことも言われていましたが、そしたら、そのときに財政を見て、建設をするという方向をとられるのかどうか。市民の皆さんは病院は必要とおっしゃっている。しかも、もう野洲病院は「これ以上自分とここで経営ができないから、何とか野洲にしてほしい」と言うて、こちらに投げかけられたんですから、あのまま野洲病院で経営をしてもらうということは不可能ですよ。そういうふうなことを見ますと、本当に1日も早く私は市立病院として建設をしていくという、そういうところに早く進んでいかんとあかんと思うんですけども、この今おっしゃった提案理由の説明では、いったいどういうふうにしようと言われてんのか、市民の願いにどう応えようと言われてんのか、この修正案の中を、これをやることによってどういうメリットを思っておられるのか。皆さんの願いとは、ちょっと今この出されている修正案は意図として大分とずれているというふうに思うんですけども。まず第1点、今後どういうふうにしようと言われてんのか、お伺いいたします。

それと、この計画、市が計画を出しました収支計画、これ、それなりに私はちゃんと根拠があると思うんですよ。交付金の部分とか、診療報酬とか、入る部分、出る部分、いろ

んな形で出されております。今日、全協で見ました第2回まちづくり井戸端懇談会、8月22日に行われている、これの結果が配付されましたね。公立病院でも全国的に見ると、約半数が黒字経営であるという、そういう説明を市がされているんですけども、先ほど坂口議員は何か、全部黒字じゃなく赤字やという、ちょっとこの行政、今日もらったこの行政の説明をお読みになってんのかどうかというのが、ちょっと私、先ほどの答弁を聞いていて、えっという思いをしたんですけども、要は、半分は黒字、半分は赤字か、もし。でも、半分は黒字という説明がされています。ということは、市民が本当にこの病院を盛り立てていくといいましょかね、利用し、病気を治してもらいという形でやっていけば、黒字経営は可能やということが出されているんですけども、それをどうして否定される方向に持っていかれるんか。赤字、赤字やおっしゃるんですけども、私は半分黒字ということは、本当にそこの市民がその病院を本当に必要として、盛り立てていっておられるというふうに思うんです。そうしたら、そういう前向きな議論をしていった方が私はいいいんではないか。破綻する、破綻するんじゃないくて、経営としても成り立ち、市民の命と健康も守れ、常々私も病院が公立病院であるならば、病児保育なんかもしてほしい、野洲にはないんだから、病児保育なんかもしてほしい、そういう公立病院だからこそできるいろんな市民の命、健康を守る、そういうふうなことをやっていただきたいというふうに思うんですけども、そこらあたりがなぜこういうふうな形を言われるのかというのは、その点について質問をさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 第4番、市木一郎議員。

○4番（市木一郎君） 野並議員の質疑にお答えしたいと思います。

質疑通告書をいただいております。病院は必要と思われるのかと、こういうことです。病院はないより、あった方がいいのは誰も考えることだと思いますが、公立病院として整備するのはいかかかなという思いでございます。民間病院は今の現状では来てくれないという一応の行政側の結論が出ていますが、整備をすると答えを出してからでも5年から7年かかるということですから、やはり民間病院の道も探るべきだと私は思っております。

次に、時期尚早というが、そのとき財政を見て建設を進める方向になるのか。今回の動議は時期尚早ということで減額ということですが、それは市長が凍結宣言をされて、2月1日号の「広報やす」に出ていますけども、凍結後の取り組みとあります。この中に「新たな行財政改革プランの策定過程で財政見通しを一層明らかにする」と、こういうふうに書かれていますから、これが明らかにされていないのに、次の段階に進まれるのはいかが

かなということで、今回の動議を出させていただいていると、こういうことでございます。

次が、病院の収支計画がこれまで出されており、それなりの根拠があると思うがというお尋ねですが、当然、専門家の手によって収支が出され、10年後には黒字になるという計画は出ておりますが、私は一番に財政のことを心配して、今まで一生懸命反対というんですかね、そういう立場に立ってきたわけですが、やはり先ほども少し出ていましたけども、県内の公立病院11ある中で、先ほどの公立甲賀病院以外はやっぱり大きな累積赤字を抱えているわけですね。だから、それらの病院が、じゃ、整備されるときに誰が赤字を予想したんでしょう。誰もいないはずですよ。でも、民であれば、一生懸命それぞれ努力されるやろうけども、官いわゆる公で持った場合には、こういう答えが現実に出ているんです。それで、皆さんやはり四苦八苦なさっている。隣の守山病院が本年の4月に、地方公営企業法一部適用から地方公営企業法全部適用ということに運営形態を変更されております。これは運営責任者が市長から病院事業管理者というふうに変わるということですね。やはりいろいろとご苦労なさって、とりあえず、とりあえずと言ったら失礼ですけども、市長部局からはお外しになったということもございます。ですから、根拠は誰も赤字の絵は多分描かないと思いますし、それなりの数字を当てはめていけば、10年後に黒字になるんでしょうけれども、現実はそうではないということも十分にご認識をいただいて、懸命なる判断をしていかなければならないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第11番、立入三千男議員。

○11番（立入三千男君） 先ほど来、鈴木議員の質問と重複しているところがあるわけですが、先ほどもお話がございましたように、私どもは病院を野洲市が、いや、病院経営は、病院はないよりあった方がいいというのは、これはもう誰もが、言わんかても誰もが欲しい求めるものでございまして、経営という観点から心配して、将来の余りにも大きなリスクを背負うやないかという観点から、今の言う修正動議を出させてもらったところでございまして、特別委員会の方でも私、市長の方にも言いましたように、収支がうまくとれない場合は現行の温水プールなり、民族資料館、図書館等々いろんな公共施設、住民サービスをしている、そのようなサービスを閉めてでも病院をやっ払いこうかというようなことを、今回このようなことで病院に市立病院として提案するならば、私はそれは問いかけは必要だということを申し上げたところでございまして、市長はそれは言わないということでもございましたが、今の言うように、財政力ばかり心配して、途中で病院に一度手を

出していったら、言葉は悪いんですけども、撤退はできません。いろんな温水プールでも閉められる、図書館も今閉められる、コミュニティバスもやめる、いろんなことができますが、一度病院に今経営に参画したら、撤退ってできないというのが私はもうこれは常識だと思っておりますし、それでなことを踏まえて、やはり慎重の上にも慎重をし、財政力もいろんなことを検討して病院経営に乗り出すべきだという思いをしております。

もう1点、野並さんがいつも言われるんですけども、市が今、建設予定地、野洲駅南口ですね、これはもう今、市長が市立病院というようなことと駅前南口がセットだというようなことで提案をいただいているんですけども、私は今言うように、南口、駅前の端がよい医療スタッフを確保できるからというようなことでしたけども、先ほど来、郊外とかいろんなことを言われている方がおられるんですけども、私は今言うように、よその病院で言えば、守山病院でも成人病センターでも、京都、大阪からいい医療スタッフ、高級車で高速使って通勤しておられることを承知しておりますし、そういうような中で、野洲駅前は今言うように、いかななものかというようなことで、私は言うてませんけども、郊外優位というようなことを言われる方はそういうようなことも含んでやと思いますし、野並さんに逆に私の反問権として、あの南口が適地としてアサヒから土地を買った、やはり野洲の駅前にふさわしい、にぎわいのあるまちづくりの玄関口としての、購入したこの土地を病院の予定地として適地かということでお聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第10番、坂口哲哉議員。

暫時休憩いたします。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時31分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂口哲哉議員。

○10番（坂口哲哉君） 野並議員の質問にお答えいたします。

病院の収支計画ですね、これについてお聞きしておられるんですが、あくまでも病院の経費の人件費が50%以上を超えると、赤字になるということでございます。そうしたことから、先ほども例を申し上げましたように、公立甲賀病院についてはそういったことで統合病院としてやっておられることは、これが例になるんじゃないか、こういうように思います。

そして、もう一つ何と。時期尚早の問題については、先ほど市木議員からも言うておられますように、行財政改革のそれが見えてこないということですので、それが見えた上での判断になるかと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（三和郁子君） 第3番、井狩辰也議員。

○3番（井狩辰也君） 野並議員のご質問にお答えいたします。

基本的には3名の方と考え方は一緒なんですけれども、病院は必要と思われるか、ないよりあった方がいいと思います。時期尚早と言うが、そのとき財政を見て建設を進める方向になるのか、病院対策でも進めていくような財政というのは、何をどんな事業をする上でも大切だと思っています。その上で財政の見通しが現在立っていないというか、そういうプランも示されていない中で提案が出されるというのは、私はその方向性が定めてから出されるべきだと思っています。病院の収支計画はこれまで出されており、それなりの根拠があると思うがということなんです、これ、逆に私もご質問させていただきたいんですけど、この収支に関して野並議員は保証できるのかどうかということですね。このとおりいけば、本当に病院というのは10年後に黒字になると思いますけれども、そういう何かこの質問自体、私は何かおかしいと思いますし、現実、どの病院も建てられるとき、建設されるときに収支というのは黒で出されていると思います。守山の市立病院に行ったときに、もちろん最初、当初計画としては黒字の計画ということで出されておりましたけれども、話を聞いてみますと、最初は透析で特化した病院をされておりましたけれども、今他のところでも透析が診療所でもできるようになって、収支が悪くなっていったということもおっしゃっていました。最初計画したことがそのままずっと続いていくというのはわかりませんので、そういった意味でも野洲市としてやはり体力、財力、財政の体力というのは必要だと思っています。

以上です。

○議長（三和郁子君） 次に、第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 反問権ってあるんかと思いますが、まず、立入議員の南口の部分はこの計画、南口周辺整備構想検討委員会が6月に報告書を出されて、この中であその場所を心と体の健康、そして、にぎわいをテーマににぎわいづくり、市民が求めるそういうふうなまちづくりをしていくということが出されております。ですから、いろんなこれからの構想、3.5ヘクタールの中の部分ですけども、その中にこの市民の健康いう体、

心いうところをテーマにしながらつくっていくということですので、場所的には、配置的にはいろいろと検討をしていかななくてはならないとは思いますが、住民の皆さん、地域の皆さんらの合意のもとに進めていくという形だと思っております。

井狩議員の収支、黒字でどこも建設はされているという、それ、シミュレーションでどうすれば黒字になるかというのをみんな計算されるいうところですけども、あの行政が出した収支計画の中で、いったいどこが問題やというふうに言われるんですか。私はそれなりに計算して、診療報酬とか、今の来られている方々のそういった医療とか、いろんなのをベースに、公立病院の全体的な運営をベースにあれば、はじき出した数字やというふうに思うんですけども、どこがあそこの問題やというふうに言われるのか。

それと、今後において赤字になるか、黒字になるかというのは、それはもうそんな私が保証できるわけないでしょう。だから、さっき言ったように、市民がどれだけあそこを頼りに、市民病院を頼りにするんかどうかですよ。そんな、市民病院を頼りにせんとね、成人病センターや済生会や滋賀医大やいうて行ったら、そんなでは市民の病院にはならないでしょう。在宅の開業医の先生も自分とこで診て、で、野洲病院に送って、ほんで、そこで無理だったら2次診療、3次診療という形で紹介をする。紹介をして、その中でもう回復期に入ったときには、もう済生会でも2週間ぐらいで退院させられるというんですから、その退院させられた受け皿として野洲病院は公立の病院、野洲で中核病院はどうしても必要やという、あの在宅の先生たちの思いというのは、私は当然やというふうに思うんです。ですから、本当に1次診療的にホームドクターに皆さんが行ってとか、野洲病院に1次診療で行ってとかいう形のホームドクター的な野洲病院、それと、中核的な野洲病院、市民病院ですね、野洲病院というんじゃなくて市民病院いう形を本当に構築していくということが私は今、市民に求められているのではないかというふうに思うんです。この議論は、だから、私は物すごい重要やと思いますよ。みんなが済生会や成人病センターに行っていたのでは、あの守山市民病院のようになると思いますよ。もっともっとみんなが本当に先生を頼りに診療に、病院を頼りにしていく。病院もまた市民の健康を守るところで機能を発揮する。いつか話しましたが、国保病院である広島のみつぎ病院は、そこに在宅訪問できる包括支援センターも置いて、市民の健康を予防も含めてやるというところらまでやっていますから、民間病院やったらいいというのではなくて、公立病院やからこそできる、行政と市民と病院が一体となって住民の健康を守っていくということが連携して私はできるから、公立病院はもっともっと本当に利用するというか、そうい

う方向でいけば、黒字経営でいけるというふうに私は思います。そういうふうに行っている病院が全国的にもありますから、いけると思いますが。いったいあの収支計画のどこが問題なのか、言って下さい、井狩議員。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時43分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番、井狩辰也議員。

○3番（井狩辰也君） 野並議員の再質問にお答えします。

どこが悪いのかということなんですけれど、これ自体を職員の方とか、いろんな専門の方とかに聞いていただいて、つくっていただいたと思います。ただ、市の資料でも、医療制度の変更や社会経済状況によっては不測の事態が生じるおそれはある、それに対応する市財政の体力は必要である。10年後このまま、このとおりいけば、黒字になるということです。それをまず、じゃ、保証できるんですか。いろんな社会状況とか、いろんな不測の状態によっては、それが変化するということですね。だから、財力が、体力が必要であると言ってるんです。

以上です。

○議長（三和郁子君） 第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 市木議員の私の質問に対する答えというのは、それはもう、もう答弁は要りません。もうそれ以上、何のあれもないですよ。10年先のシミュレーションだし、こういうふうになれば黒字になるという計画があって、社会的にいろいろあるでしょう、消費税も8%になり、10%になりというふうな形で、いろんな要素があるとは思いますがね、だからといって、赤字になるかもわからないからとか、そんなん、だから、これをとにかく減額して、要は今、市は進めようとしているのをストップかけられるんですよ。市民の皆さんに聞いたらね、もういつできるんやと言わはるんです。言わはるんですよ。病院はいつできるんやろ。もう本当に、いや、今の計画でも5、6年、早くいっても5、6年先や言うたら、わし生きてるやろか言うてね。本当に切実に市民病院を早くつくってほしいという、そういう市民の声を聞いています。ですから、10年後に黒字になるというその行政がはじき出したシミュレーションですが、皆さんと一緒に視察に行った病院では、5年で黒字というふうに試算をしたら、2年で黒字になったいうておっし

やっていました。シミュレーションというのはそういうなんです。そういう意味で10年後にこれ黒字になるということになってはいますが、本当に市民が頼りにする市民病院になっていけば、私10年後じゃなくて、もっと早く黒字になるかもわかりませんよ。それは未知数ですやん。私にそんなん、どうすんねんと言われたって、どうしよう、そら、市民の皆さんが本当にどう盛り立てていくかということに私はかかっているというふうに思いますので、とめるのではなくて早く進めてほしい。5、6年と言わんと、もっと早く建設、開院というふうな形で私は進めていっていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） もういいですか。

○13番（野並享子君） いいです。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第68号から議第87号まで及び議第68号に対する修正案について討論を行います。

暫時休憩いたします。

（午後2時48分 休憩）

（午後2時58分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、これを許します。

まず、議第68号の修正案及び原案について、第17番、鈴木市朗議員。

○17番（鈴木市朗君） 議長のお許しが出ましたので、議第68号一般会計補正予算（第3号）に係る修正案に対する反対討論を行います。

私も長年議員をさせていただきましたが、このような場で修正案が出たというのは今議会が初めてでございます。もう本当に私もこの長い議員生活の中で、こういうような唐突に出るということが本当に信じていいのか、そういうような思いで反対討論をさせていただきます。

議第68号平成25年野洲市一般会計補正予算（第3号）に係る修正案に対して反対の立場で討論いたします。新病院整備の検討につきましては、これまで約2年間にわたって、その可否に関して議会としても検討を進めてきました。野洲市における新病院整備検討の前提は次のとおりであります。一昨年4月の野洲病院からの新病院構想により、野洲市が旧町時代から長年多大な支援を行ってきた民間病院である野洲病院の経営継続が困難とな



っていることが判明いたしました。その理由は次のとおりであります。このことは市からの長年の支援の反面、課題解決が先送りされてきて問題が深刻化になったことを意味しています。中核施設のまず耐震化ができておりません。高度医療機器の更新ができておりません。敷地の大半が市有地であり、資金調達の担保資産がありません。耐震化する場合の資金調達及び敷地の確保ができていない。このままでは市民に中核的医療サービスが市内で提供できなくなり、ようやく築かれつつある病診連携が破綻することとなります。このことについて地元医師会からも強い危機感が示されております。市ではこのような状況を受けて、一昨年から病院の必要性及び整備運営の可能性について、市民と専門家の参加を得て公開で議論してきた。これと並行して、当市議会においても貴重な調査、審議を行って、慎重な調査、審議を行ってきました。

また、市広報での情報提供や市民集会等の調査、検討、議論と合意形成も行われた。その項目は次のとおりであります。第1段階の検討項目は、市内に中核的医療機関が必要か。必要とする場合は、どこが主体になって整備するのか。第2段階の項目では、新病院の立地、機能、規模、運営見込み、財源調達、運営形態ということです。予算の組み替えを提案するのであれば、現行の野洲病院に関する今後の方針とセットで提案するのでなければ、無責任であると思われまます。以下の選択肢を明確に対応すべきであると思ひます。将来、いや、たちまちの展望もないまま、野洲病院を市が支援し続けるのか、野洲病院の将来展望を明らかにした上で野洲病院の支援策を出すのか、市内に中核医療施設を廃することを覚悟で収束策に向けて今年度の野洲病院の補助、支援予算を減額あるいは増額するのか。さらに、今議会での議案質疑において、市提案に対して反対の立場からの説得性のある質問開示と議論ができてない中で、さらにはこれまでの市議会特別委員会での審議と採決の結果を踏まえると、可決見込みもないと見込まれる提案が突然脈絡もなく提出されることは理解しがたく、かつ議会審議を無駄に混乱させているということをおぼざるを得ません。

よって、議第68号一般会計補正予算（第3号）に係る修正案に対して反対討論といたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） 第3番、井狩辰也議員。

○3番（井狩辰也君） 第3番、井狩辰也でございます。

それでは、議第68号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案について賛成討論を行います。

現在、多くの公立病院が赤字であります。平成23年度滋賀県内における病院事業の経

営状況によると、県立3病院、市立10病院では全て累積欠損金を抱え、それぞれ収益勘定内に多額の他会計から繰り入れが行われています。また、隣の守山市民病院では、改革の一環として本年4月より、地方公営企業法の一部適用から運営形態を全部適用に変更され、運営責任者を市長から病院事業管理者に変更される等、その取り扱いに苦慮されているところですが。公立で病院を運営していくということは、財政的に大きなリスクを伴います。そのリスクを補うために、財政的な体力が必要となります。本市において6月24日の都市基盤整備特別委員会の資料「公開討論会（新病院の必要性について）」の結果及び市の考え方についての新病院の健全経営において、「公立化により、新たに見込める国の交付金と現在の野洲病院への補助金と同等の負担で新病院を整備し、運営できる見通しである。ただし、医療制度の変更や社会状況によっては、不測の事態が生じるおそれはある。それに対応する市財政の体力は必要である」としています。この市財政の体力について、市は野洲市財政健全化集中改革プランなど健全化に向けての取り組みをされてきました。このことについて評価をいたします。しかし、昨年10月に発表された中期財政見通し（普通会計）によると、地方交付税の一本算定の影響もあり、平成25年度から平成29年度の5年間で歳入歳出差し引きは予算ベースであるものの、約40億円の不足となっています。今後さらに厳しい行財政改革は必要となってきます。

現段階において財政基盤の健全化に対する方策の輪郭が示されておらず、財政面の議論なしに新病院に関する補正予算の提案をされるべきではないと考え、議第68号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案に対して賛成するものです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 次に、議第74号について。

第12番、太田健一議員。

暫時休憩いたします。

（午後3時08分 休憩）

（午後3時09分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○12番（太田健一君） それでは、議第74号平成24年度野洲市一般会計歳入歳出の認定についての反対討論を行いたいと思います。

現在、国が続けてきた悪政によりまして、地方自治体が大変な状況ではありますが、そういう状況の中で、地方自治体の使命として市民の皆さんの健康的福祉の向上と安全を

どのように守っていけるかが、今、大きく問われています。アベノミクスによる円安の影響で生活必需品が毎月のように値上がりしております。ガソリンなどの燃料費も上がり続けています。10月からは年金の引き下げも決まっており、来年4月からの消費税増税も計画されています。さらには、今年の8月に自公政権で閣議決定した社会保障削減のプログラムは年金の引き下げ、支給開始年齢の引き上げ、介護保険要支援1、2を保険から外すなど、これを26年度から27年度に実施する内容となっています。そもそも24年度4月から既に年金が物価下落分を理由に減額され、障がい者福祉手当、特別障がい者手当、特別児童扶養手当も同様に減額。さらに、6月から年少扶養控除が廃止されるなど、弱い立場の方々の負担増が行われています。

そうした中での24年度決算で、評価すべき点もありますが、問題点も残ります。例えば、22年から23年度の集中改革プランで、6億3,400万円の削減による市民への負担強化やサービス切り捨ての復活が行われていない点、就学援助費の中にPTA会費などを入れることに対しても拒否をし、さらに、県下で4番目に高い国保税に対して法定外繰り入れを減額するなど、福祉や医療の負担強化となっており、問題があります。議案質疑の答弁の中で「そもそも市の財政運営は中長期の見通しを考慮し、単年度の実質収支黒字だけでは安易な判断はできない」とありましたが、どの自治体も厳しい財政運営の中で起債を発行しながら努力をしており、野洲市だけが特別に危機的な状況にあるわけではありません。そういった中で実質収支額3億7,300万円の黒字、基金も1億8,000万円増えて11億円となり、弱者に対する市民サービスの復活がなされていないことは大きな問題ではないでしょうか。要は、どこを見ているかということです。財政が厳しいと言われる中で、27年度には同和行政を終結する方向ではあるとしても、実際は人権条例の中に部落差別をはじめとするあらゆる差別という文言は残り、生活実態意識調査やコミセン利用団体への人権学習の義務付け、自治会やPTA、企業などへの押し付け啓発、隣保館事業等多くの財政出動が続けられようとしています。

最近行った日本共産党野洲市議団による市民アンケートには、多くの市民の方々が「暮らしが本当に大変になった」とありました。私も連日、市民の皆さんのお宅を訪問していても、将来の不安を口にされる方がたくさんおられます。市長の答弁には「受益者負担増等については公平公正の観点から見直しを行ったものであり、弱者への負担強化となるものではなかった」とありますが、年収が多い方と年金生活者では生活の中での負担の割合は違ってきます。何をもちて公正公平というのかということです。仮に、経済的に豊かな

方々には大きな影響はないとしても、ぎりぎりのところで生活をされている方々にとっては、サービスの切り捨ては大きな負担増となります。憲法25条にうたわれている「健康で文化的な生活を営む」という権利は全ての人々に保障されているはずですが。そういった観点から、今回の決算に対しては到底認められるものではありません。

以上、議第74号平成24年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定に対する反対討論とします。

○議長（三和郁子君） 次に、第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。

議第74号平成24年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成24年度一般会計決算を見ますと、市税の収入動向からも、依然として厳しい経済情勢であることがうかがえます。特に法人市民税では、平成22年度から23年度へは幾分持ち直したものの、平成24年度で再び約4億8,000万円の減少に転じたことから、これらを補填するため、減収補填債の発行や基金繰り入れ等の財源確保の手立てにより、堅実に運営されているものと思われまます。厳しい財政運営を強いられる状況下において、平成24年度の一般会計歳出決算では、懸案事項であった小中学校の耐震化整備事業をほぼ完了されました。また、子どもたちの教育環境の充実を図るため、空調設備の導入により、例年にない猛暑にも対処し、教育現場の安心・安全確保が効果的に図られたことから、その投資効果は極めて有効に発揮されたものであると考えております。この他にも園の整備、野洲駅前周辺整備、雨水幹線整備等の事業はもとより、懸念となっていました新クリーンセンター整備事業も着実に進められております。一方、ソフト事業の展開においても、子育て支援に係る各種関連事業や高齢者、障がい者への生活支援に係る関連事業の推進、また、野洲川大花火大会の復活等にも取り組まれており、市民が安心して暮らせるための施策や野洲の元気を実現するための施策の取り組みも評価できるものであります。このように、教育機能、都市機能、生活機能などの基盤整備事業が順調に展開されることで、市民の安心・安全確保が最優先に推し進められているものと受けとめております。これらの施策はいずれも市民ニーズに的確に対応し、市民目線に立った施策の展開がされていると言えるのではないのでしょうか。

ただ、今後におきましては新病院整備の実現について、もう一段踏み込んだ検討を進められることや、本格化する幼保一元化関連事業、あるいはごみ処理施設整備事業など大規

模事業が予定されており、年々増加をたどる扶助費や公債費といった義務的経費への対応などを考え合わせますと、多額の財源を必要とする課題が山積しております。国内においては2020年のオリンピック開催が東京に決定したことを受け、メディア等では景気浮揚の起爆剤としての期待感もあるようですが、そこは慎重に、本市としては今後の動向を冷静かつ客観的な視点で注視しつつ、限られた財源を有効に活用し、事業効果を最大限上げることで本市が目指すまちづくりの実現に向け、さらなる努力を重ねていただくことを要望し、平成24年度一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（三和郁子君） 次に、議第75号について。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 議第75号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

国民健康保険の加入世帯比は33.74%です。自営業者、農業者、年金生活者、非正規雇用者など所得基盤の低い人が多く、非課税世帯が25%とされています。このような状況の中ですが、国の負担は増えるどころか、後期高齢者の交付金は13億9,977万円となっています。この交付金は国から来るのではなく、サラリーマンが加入する政府管掌の健康保険や健康組合の保険料から交付されています。その分、国庫支出金は削減されています。根本的には国の負担金を増やすことが必要です。20年度で1人あたりの保険税は8万5,550円で県下8番目でした。県下で国保税の引き下げや一般会計からの繰り入れなども行われ、21年度では8万5,410円で県下2番目の保険税です。22年度30%の引き上げを行いました。23年度の基金残高は3,000万円だったのが、24年度は基金積立金を1億300万円、そして、今回の9月議会の補正で9,500万円の基金積立てを行い、繰越金と合わせ、25年度末では3億円余りになるとのことであります。歳入未済額も2億7,000万円もあり、滞納者の3割ぐらいが103万円以下の低所得者であり、高過ぎて払えないという状況ではないでしょうか。高過ぎる国保税を下げるために、これまでルール分以外に一般会計からの繰り入れをしていましたが、国保税の引上げで基金が増えたことを理由に、国のペナルティ分以外は繰り入れをしなくなりました。このような行政のあり方に反対をいたします。年金生活者や派遣労働者や請負や零細業者が加入する国保です。支払いの限度を超えている国保税を引き下げを求めます。

また、資格証明書の発行も前年より増え、178世帯となっており、県下で2番目に高

い比率であります。高島市や竜王町では資格証明書は発行しておりません。基本的に保険証を交付し、誰もが社会保障を享受できるようにするのが行政の姿勢として表れているのではないのでしょうか。納税意識を高めてもらうために資格証明書を交付しているという野洲市の姿勢ですが、納税相談はまず保険証を交付してから行うのが社会保障制度の観点だと思います。納税優先の野洲市の健康保険事業会計に反対をし、討論といたします。

○議長（三和郁子君） 第9番、西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 第9番、西本俊吉です。

ただいま議題となっております議第75号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

現行の国民健康保険制度は国民健康保険法が昭和33年に制定され、国民皆保険体制確立から約半世紀以上が経過し、この間、全国民に医療保障を行うという国民皆保険体制の基盤となる制度として、国民医療を根底で支えてきました。しかしながら、国民健康保険制度は近年の医療費の高騰や長期不況などによる低所得者の増加、また、被保険者の高齢化など、非常に厳しい財政運営を余儀なくされています。このような中で、本市国民健康保険事業の平成24年度の決算として、収支において1億8,958万8,755円の黒字、単年度の実質収支では約1億1,200万円の黒字決算となっております。一般会計からの繰入金の関係につきましては、国が示します繰出基準を基本において運用されているところでございます。国民健康保険税の収納状況を見ますと、全国的に徴収が厳しい中、現年度分の徴収率94.84%で県下でも上位の徴収率となっており、その収納対策は十分評価に値するものと考えております。

また、医療費の適正化を推進するための特定健診受診率は53%となり、市民の健康増進や医療費の適正化にも寄与しているものと推察している次第です。一方で、去る8月6日に社会保障制度改革国民会議から保険者の都道府県への移行などを盛り込んだ報告書が総理大臣に提出されるなど、国民健康保険制度を取り巻く状況が大きく変わろうとしております。いずれにいたしましても、本市国保事業の長期安定化及び健全化のため、引き続き医療費適正化に努め歳出の抑制を図ることや、保険税徴収率の向上による歳入の確保に努めるなど、今後とも、より一層の経営努力を重ねられることを要望いたしまして賛成討論といたします。議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 次に議第76号について。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 議第76号平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

後期高齢者医療は75歳以上の高齢者が加入する保険制度です。県段階の広域で運営されており、保険料は2年に1度見直すことになっています。平成24年度は9.9%の値上げで平均5,569円の値上げ、平均保険料は6万1,618円になりました。公的年金が80万円のひとり暮らしの方は306円の値上げにとどめる軽減措置がありますが、年金250万円の世帯は年間1万2,177円の値上げとなりました。この制度は医療窓口負担を除いて公費が5割、若い世代が4割、残り1割を75歳以上の方々の保険料で賄う仕組みになっています。そのため、医療費が増えれば、保険料が上がる仕組みになっており、連続の値上げです。民主党はこの制度は廃止するとマニフェストに掲げていましたが、撤回をし、国民を裏切りました。この先、後期高齢者の保険料は制度の見直しを行わない限り、天井知らずに保険料は上がっていきます。75歳以上を別立ての保険制度でなく、これまでのように行うべきと文教福祉分科会で発言しましたが、担当者は「今後、国保も県で行う方向であり、そのときに1本化されるのではないか。現在、システムとして6年経ち、定着しており、今の段階で戻せば、またシステムを変えなければならない」と、悪法も定着すればよしとする内容でありました。滞納者が出ており、22年度では1,972人が滞納で差し押さえ処分までされています。差し押さえ総額は1億8,900万円。滋賀県では36人で173万円、差し押さえ処分されています。24年度決算で77万9,798円、収入未済となっています。野洲市の場合、差し押さえはないということですが、今後起こり得ることであり、命と健康、暮らしを守る点から、後期高齢者医療制度は廃止し、社会保障制度から排除されない仕組みをつくる必要があります。

イギリスでは全ての国民は医療は無料、逆に病院の窓口で交通費が支給されるような国もあります。高齢者が安心して老後が送れるように求め、反対討論といたします。

○議長（三和郁子君） 第6番、奥村治男議員。

○6番（奥村治男君） 第6番、奥村治男でございます。

ただいま議題となっております、議第76号平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は平成20年4月より施行され、制度は5年目となるわけであり、平成24年度は安定した制度運営がなされたものと評価をいたしております。さて、

本市の後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、この医療保険制度の実施主体が滋賀県後期高齢者医療広域連合であります。本市での業務内容は市民の相談受付窓口となり、また、後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を行ったものであります。保険料の徴収率につきましては、野洲市は県平均を上回り、現年度分全体で99.80%であります。非常に優秀な結果となっております。ちなみに、滋賀県平均では99.57%、野洲市の徴収率は県下6位であります。滋賀県の県下13市の中では野洲市は第1位であります。これは収納率の確保に、きめ細かな市職員の対応で努力をされた結果であると評価するものであります。保険料の適正な徴収は負担の公平性を確保するために不可欠なものであります。今後も高い収納率の確保に努められますよう、希望するものであります。

現在、これからの高齢者医療のあり方につきましては、社会保障制度国民会議において議論され、去る8月6日に「現行制度を基本としながら必要な改善を図っていくことが適当とされている」と報告がされたところでありますが、いずれにいたしましても、私たち市民誰もが安心して医療が受けられる医療制度の確立を願うところであります。制度変更になる場合、混乱が生じないよう方策を切に希望し、平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する私の賛成討論といたします。議員各位のご賛同、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三和郁子君） 次に議第77号について。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 議第77号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

介護保険制度は介護の社会化ということで2000年4月に実施され、13年経ちます。3年に1度の保険料の見直しが行われ、毎回、保険料が引き上げられています。導入されたとき、本人非課税の方の保険料は3万1,100円、月2,592円でした。平成24年4月からの第5期保険事業計画で平均14%の値上げが行われ、6万240円、月5,020円になり、導入当初に比べ、倍近い保険料になりました。10段階の保険料になりましたが、滞納は46人、741万円です。この46人の滞納者の方の階層は1段階の生活保護または老齢福祉年金の方であります。そして、第2段階の年金80万円以下の方、そして、第3段階の生活非課税の方々、こういう方で36人、本人非課税の第4段階の方が10人で、合計46人ということになります。高い介護保険料が払えない状況になっています。



その一方で、基金残高は増え続けています。24年度では1,664万円を基金に積み立て、1億3,030万円の基金となっています。この第5期の改定するとき、3年で底をつくと言って値上げしたにもかかわらず、毎年、基金残高が増える状況であります。今回の9月の補正予算で繰越金が1,776万円あり、25年度末の決算剰余金は5,730万円になります。明らかに値上げのし過ぎと言わなくてはなりません。介護保険は3年を見越して保険料を出すため、足らなくなれば、県に基金が設けられたのです。その県の基金も増え続け、2012年に返金されました。当時の一般質問で、県から1,624万円返金をされ、基金も1億3,260万円もあり、保険料の引き上げでなく、引き下げることができる発言しましたが、そのとおりではないでしょうか。14%の値上げをした決算に反対をします。保険料率の見直しが必要です。福祉年金の第1段階と年金80万円以下が同じ0.5%ですが、第1段階をゼロにし、0.25%を設定したり、低所得者への保険料減免をもっと検討すべきであります。第6期保険事業計画では保険料の見直しを行うことと、基金を残すのでなく、保険料の引き下げに使っていくべきだと思います。

今年4月、社会保障制度改革国民会議がまとめた報告書に基づき、8月に閣議決定した中に、介護保険の要支援を保険から外し、地方自治体に丸投げする内容となっています。年金から天引きで保険料は取られ、いざ使おうと思ったら保険が使えないということは詐欺、ペテンであります。介護の社会化ということで実施されたにもかかわらず、このような制度を認めるわけにはいきません。当初のスローガンである「いつでも誰でもどこでも介護が受けられる」という趣旨に戻していくために、地方自治体からも声を上げていただくことを求め、反対討論といたします。

○議長（三和郁子君） 第5番、高橋繁夫議員。

○5番（高橋繁夫君） 議第77号野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出の決算の認定に対する賛成討論を行います。

ただいま議題となっております、議第77号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は平成12年4月に施行後、10年以上が経過し、平成24年度は第5期事業計画の初年度として要介護認定者及び介護サービスの利用者が大幅に増加、介護給付費も増加している中で、安定した制度運営がなされたものと評価しております。介護保険事業特別会計決算においては、認定者数の増加等により、介護給付費全体の歳出は前年度よりも5.0%増の1億2,837万6,000円の増加となり、総額で26億9,46

3万1,000円となっています。一方、歳入においては、第5期介護保険事業計画において高所得者の段階を細分化して低所得者の上昇を抑え、基準年額5万9,400円（月額4,950円）と改定されました。その収納状況を見ますと、収納率は98.8%と対前年度比で0.3%上昇し、県下でも上位の徴収率となっており、その収納実績は一定評価できるものと考えております。市では2位でございます。

今後も高齢者人口の増加と共に要介護者及びその方々が利用される介護サービスが年々増加し、介護給付費も増加が見込まれますが、介護保険事業の運営においては経費の節減に努め、適正に管理執行されますようお願いし、平成24年度介護保険事業特別会計決算における賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第68号に対する、市木一郎議員他3名から提出された修正案について採決を行います。

お諮りいたします。

本修正案について、賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。議第68号平成25年度野洲市一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席下さい。起立多数であります。よって、議第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議第69号から議第73号まで及び議第78号から議第87号までについて、一括採決をいたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案15件については、各委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君）　ご着席願います。起立全員であります。よって、議第69号から議第73号まで及び議第78号から議第87号までの議案15件については、各委員長の報告のとおり決しました。

次に、議第74号から議第77号までについて、一括採決をいたします。

お諮りいたします。ただいま宣告いたしました議案4件については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（三和郁子君）　ご着席願います。起立多数であります。よって、議第74号から議第77号までの議案4件は委員長の報告のとおりに決しました。

（日程第4）

○議長（三和郁子君）　日程第4、議会改革特別委員会及び都市基盤整備特別委員会の委員長より委員会審査の報告が提出されておりますので、順次委員長の報告を求めます。

まず、議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君）　それでは、議会改革特別委員会の報告を行います。

10月31日をもって我々現議員の任期が満了することに伴いまして、特別委員会の審査が終了しますことから、これまでの集約を行うため、議会改革特別委員会委員長報告を行います。

野洲市議会では議会の公平性、透明性を確保し、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指し、これまで議会改革に取り組んでまいりました。平成22年2月には任意の研究会である議会改革推進研究会を立ち上げ、議会基本条例及び議員政治倫理条例の素案づくりを行い、条例の制定に向けさらなる取り組みを進めるため、同年6月の定例会において正式に議会改革特別委員会を設置いたしました。この議会改革特別委員会では、現状の議会運営の全般について改めて検証を行い、その審議、審査方法や公開のあり方等についてもあわせて検討を行ってまいりました。その結果、これまで5回の議会報告会、懇談会の開催や正副議長選挙における所信表明会の実施、議会のインターネット中継の導入、また、議会傍聴の手続の簡素化などを実施してまいりました。また、本年4月からはこれまでの取り組み全般を検証し、新たに出前懇談会の実施や議会基本条例の一部改正を行うと共に、当特別委員会内に防災対策研究会を設置し、大規模災害時の議会の取り組みや議員の活動等を野洲市議会大規模災害対応規程にまとめたところでございます。

言うまでもなく、議会は行政の政策の最終決定を行う機関でありまして、行財政運営の監視機能を有しています。そして、議員は市民から選ばれ、その代表者として市民の要求、意見を市政に反映する2つの役割があります。本市議会の議会改革はまだ緒についたばかりではありますが、これまで積極的な取り組みを進めてまいりました。その結果、議員自身の認識も高まり、大きな成果もあったものと確信をいたしております。

以上、野洲市議会改革特別委員会の審査報告といたします。なお、審査及び審査内容の詳細は配付資料としてご覧をいただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（三和郁子君） 次に、都市基盤整備特別委員会委員長の報告を求めます。

第6番、奥村治男議員。

○6番（奥村治男君） 第6番、奥村治男でございます。

現議員の任期が10月31日をもって満了することに伴いまして、特別委員会の審査が終了いたしますことから、これまでの集約を行うため、都市基盤整備特別委員会委員長報告をさせていただきます。

野洲市都市基盤整備特別委員会は平成22年3月25日の本会議におきまして、野洲市総合計画に基づく都市基盤整備について、調査研究を行うために設置をいたした次第でございます。本委員会ではこの期間、26回の会議を開催いたしてまいりました。これまでの経過と活動についてご報告をさせていただきます。

第1回目の本委員会は同年7月に開催し、総合計画について及び野洲駅中心市街地整備計画についての審査をしたところであります。以降、アサヒビール株式会社所有地の買い取り可否、新病院整備可能性検討及び野洲駅南口周辺整備構想の検討についてを審査してまいったわけであります。まず、総合計画につきましましては、平成23年12月の本委員会に付託を受けた議第109号第1次野洲市総合計画の改訂について、本委員会として可決すべきものと決定し、本会議において可決されました。また、アサヒビール株式会社所有地の買い取りの可否については、8回にわたる審査を経て同年12月議会において、市民活動拠点施設用地としての財産の取得についての審議が可決されました。新病院整備可能性の検討につきましては、平成24年12月の本委員会での審査の結果、野洲市中核的医療拠点のあり方に関する基本方針（素案）は賛成多数により基本方針（素案）を承認いたしました。市としては当分の間、新病院の検討を凍結することとされたわけであります。その後平成25年6月の本委員会におきまして、野洲駅南口周辺整備構想の検討について及び公開討論会、新病院整備の必要性についてを審査し、新病院整備に係る議員間討議を

これまで実施してきたわけであります。また、8月に新病院整備検討に係る市民懇談会の結果報告について及び新病院整備の課題と今後の進め方についてを審査したところでございます。

野洲市民ににとりまして、都市基盤整備に係る諸課題は市民生活に与える影響が極めて大きい政策課題であると思っております。今後とも議員各位の慎重なる調査研究をお願い申し上げます。

以上、都市基盤整備特別委員会の審査報告とさせていただきます。なお、審査及び調査内容の詳細につきましては配付資料をご覧くださいと思います。ありがとうございます。

○議長（三和郁子君） 意見書第7号から意見書第11号までを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書第7号から意見書第11号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

（追加日程第1）

○議長（三和郁子君） 追加日程第1、意見書第7号から意見書第11号まで、消費税の増税中止を求める意見書（案）他4件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第7号及び意見書第8号について。

第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） それでは、消費税の増税中止を求める意見書（案）を朗読をもって提案説明とします。

現行5%の消費税率を8%に引き上げるという2014年4月が迫っています。また、2015年10月には10%に引き上げる計画です。今、長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために経済が悪化する深刻なデフレが日本経済の大問題になっています。消費税の大増税は消費をさらに冷え込ませ、デフレを一段と進行させ、地域経済はもちろん、国の財政をさらなる危機に陥れます。今でさえ大変な暮らしが成り立たなくなり、商売も立ち行かなくなることは明らかです。被災者や被災地に深刻な打撃を与えます。必要なのは内需を拡大することです。そのためにも消費税増税を中止すること、

リストラをやめて賃上げを行うこと、中小企業、農漁業者の営業を守ること、医療や年金などの社会保障を充実することが求められます。社会保障の充実、デフレ脱却と財政危機打開のためには、富裕層や大企業など負担能力のあるところにそれ相応の社会的責任を果たしてもらい、国民の所得を増やして経済を立て直すなど、消費税に頼らない別の道を進むべきです。

よって、予定されている消費税増税の実施を中止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

では、引き続きまして、オスプレイの配備撤回、饗庭野演習場での訓練中止を求める意見書（案）を朗読をもって提案説明としたいと思います。

沖縄と本土で低空飛行訓練を繰り返し、住民に不安を与えている米軍の新型輸送機オスプレイが、10月に饗庭野演習場で行われる日米合同演習に参加する方向で、日米両政府が最終調整に入っていることが明らかになりました。開発段階から重大事故を繰り返すオスプレイは単なる操縦ミスというのではなく、構造的欠陥機と言われ、アメリカの専門家からもさまざまな欠陥が指摘されています。日本政府は「人口密集地での飛行は避ける、ヘリモードでの飛行は基地内に限定する、安全策を講じている」と主張してきましたが、沖縄では配備初日からこの約束を無視して飛行訓練を繰り返しています。このため、沖縄県議会は8月11日、追加配備に反対し、オスプレイの全機撤収を要求する決議を挙げています。危険なオスプレイ配備撤回、撤収は沖縄県民挙げての要求になっています。陸上自衛隊饗庭野演習場での日米合同演習は1986年以降過去12回強行されていますが、墜落事故が続発しているオスプレイが使用されるのは、国内でも初めてのことであります。報道によると、オスプレイは空中で停止した機体から隊員が陸上に降下するヘリボーンと呼ばれる作戦で、10月10日にも使用され、10月16日は敵地訓練でも使用されるとされています。危険な降下訓練や低空飛行、夜間訓練などを行うおそれもあり、ひとたび墜落などのような事故が起これば、県民の命と財産が犠牲となります。騒音による環境破壊も著しく、平穏な日常生活に多大な被害をもたらすことは必至です。

よって、日本でのオスプレイ配備撤回と饗庭野演習場での訓練中止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第9号について。

第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 意見書第9号介護保険の要支援1、要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書について案を朗読し、提案とします。

8月5日、政府の社会保障制度改革国民会議は社会保障改革についての最終報告書をまとめ、安倍首相に提出しました。報告書は自助を社会保障の基本に据える自己責任を原則にすることを打ち出し、全国一律の運営基準の保険制度から地方自治体の裁量にし、国と地方の社会保障費を大幅に抑え込むものとなっています。この中で、介護保険の要支援1と要支援2を保険給付の対象から外し、地方自治体と利用者に負担を転嫁するものになっています。現在ひとりで暮らしている高齢者や老老介護の場合、掃除や買い物などの訪問介護や通所サービスを利用しているが、これが保険給付から外されるとなれば、1割負担で済まなくなり、高負担になることは必至であります。また、要支援者1、要支援2には初期の認知症の方もあり、専門的な知識を持ったヘルパーの助言や援助で在宅介護が可能になっており、保険給付から外されれば、重症化してしまいます。厚労省もオレンジプランで認知症の早期発見、早期ケアをうたっており、デイサービスは重度化予防に効果があると言っています。

よって、介護保険の要支援1、要支援2を保険対象から外さないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。議員各位の賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第10号について。

第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。

意見書第10号本文朗読をもって説明といたします。若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）。

ライフスタイルの多様化や少子高齢化により、若い世代の働き方や暮らし方が変化しております。非正規労働者や共働き世帯が増え、今、若い世代が本来望んでいる仕事と生活の調和が崩れ、理想と現実のギャップに悩む人が少なくありません。中でも、働く貧困層と言われるワーキング・プアから抜け出せずに、結婚をあきらめざるを得ない若者の増加や、仕事と子育ての両立に悩む女性の増加、正規雇用でありながら過酷な労働環境で働き続けることができない若年労働市場の実態など、今の若い世代を取り巻く問題は多岐にわたり、年々深刻さを増しております。今こそ国を挙げて、若い世代が安心して就労できる環境等の整備が求められております。よって、政府において、若い世代が仕事と生活の調

和を保ち、安心して働き続けることができる社会の実現を目指し、一層の取り組みを進めるべき以下の事項について、適切に対策を講じるよう強く求めます。記、1つ、世帯収入の増加に向けて、制度を市による賃金の配分に関するルールづくりを進めること。また、正規、非正規間の格差是正、子育て支援など総合的な支援を行うと共に、最低賃金引き上げに向けた環境整備を進めること。1つ、労働環境が悪いために早期に離職する若者も依然として多いことから、若年労働者に劣悪な労務環境下で仕事を強いる企業に対して、違法の疑いがある場合等、立ち入り調査の実施や悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること。1つ、個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多元的な働き方を普及・拡大する環境整備を進めると共に、短時間正社員制度、テレワーク在宅勤務などの導入を促進すること。1つ、仕事や子育て等に関する行政サービスについて、若者支援策がより有効に実施、活用されるよう、利用度や認知度の実態を踏まえ、必要な運用の改善や相談窓口等の周知、浸透等に努めること。

以上、地方自治法99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三和郁子君） 次に、意見書第11号について。

第7番、中島一雄議員。

○7番（中島一雄君） 第7番、中島一雄です。

それでは、地方税財源の充実確保を求める意見書について、朗読をして提案理由を申し上げます。

地方財政は社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。よって、国において、次の事項を実現されるよう強く求める。地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。1、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財源計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。2、特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能、財源調整機能が適切に発揮されるように増額すること。3、財源不足額については臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。4、依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。5、



地方公務員給与の引き下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。次に、地方税源の充実確保等について。1、地方が担う事務と責任を担う税財源配分を基本として、当面、国と地方の税財源配分を5、5とすること。その際、地方消費税の充実など税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築すること。2、個人住民税はその充実確保を図ると共に、地域社会の会費という基本的な性格を踏まえ、政策的税額控除を導入しないこと。3、固定資産税は市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。4、法人住民税は均等割りの税率を引き上げること。5、自動車重量税及び自動車取得税は代替財源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。6、地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。議員の皆さんのご賛同をお願いします。

○議長（三和郁子君） これより、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第7号から意見書第11号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第7号から意見書第11号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

(午後4時28分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○議長(三和郁子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

野並享子議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○13番(野並享子君) 先ほど、議第77号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての中で、24年4月から第5期保険計画で平均14%の値上げで6万240円、月5万20円ということを行いました。これは運営の中でこの金額を下げられて、当初そのときに提案された金額が年額平均5万9,400円、そして、月額4,090円ということですので、数字の訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長(三和郁子君) 暫時休憩いたします。

(午後4時31分 休憩)

(午後4時32分 再開)

○議長(三和郁子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番(野並享子君) もう一遍、数字を言います。年額5万9,400円、月額4,950円です。

以上、訂正します。

○議長(三和郁子君) 討論通告書が提出されましたので、順次これを許します。

第2番、梶山幾世議員。

○2番(梶山幾世君) 第2番、梶山幾世でございます。

消費税の増税中止を求める意見書(案)について、反対の立場で討論を行います。

この意見書(案)では「長期にわたって国民の所得が減少し、消費が落ち込み、そのために経済が悪化する深刻なデフレが日本経済の大問題となっています」と、このようにありますが、自公連立政権発足後、安倍総理は3本の矢と言われる政策を打ち出し、デフレという閉塞感からの脱却にいち早く取り組み、株価の上昇など明るさを取り戻していることは周知の事実であります。現在の経済状況を正確に把握することは、政策を考える上で大変重要なことではないでしょうか。

次に、「消費税の大増税は消費をさらに冷え込ませ、デフレを一段と進行させ、地域経済はもちろん、国の財政をさらなる危機に陥れ、今でさえ大変な暮らしが成り立たなくなり、商売も立ち行かなくなることは明らかです」と、このように述べておられます。消費税率

の引き上げにあたっての措置として、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の法律第18条第3項に、その不安に対して明確に示されております。それは「経済の工程について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等種々の経済手法を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上でその施行の停止を含め所要の措置を講じる」と定められており、今はこの法にのっとり、粛々と進めていくことが正道であると考えます。

次に「被災者、被災地に深刻な打撃を与えます」と、こう述べておられますが、震災復興についても被災3県に政府機関を置くなど、東日本大震災からの復興、福島への再生の加速を最優先として加速策を具体化し、東日本大震災復興特別会計を活用して、必要な事業を着実に実施されようとしております。

次に「社会保障を充実することが求められます」と述べておられますが、この点は国民会議で示された社会保障制度改革の方向性の1つに、1970年モデルから21世紀日本モデルへとあり、少子高齢化がますます加速する中、持続可能な社会保障制度を確立するためには必要と考えます。

次に「国民の所得を増やして経済を立て直す」などと述べておられますが、経済を立て直して初めて国民の所得が増えるのではないのでしょうか。「消費税に頼らない別の道を進むべき」と、このようにも述べておられますが、その別の道を具体的に明確に示していただきたい、このように思います。このことを最後に申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） それでは、意見書第7号消費税の増税を求める意見書（案）に対する賛成討論を行いたいと思います。

今、梶山議員の反対討論の中でさまざまなことを言われましたが、この消費税の増税ということがこれまでも20年以上、最初3%から始まり、続いてきましたが、その中で景気というもの逆を失速させているという事実があります。そのことに関してまず1つ。新聞『赤旗』の日曜版に書いてある、一面に書いてあるちょっと記事を読みたいと思います。これは元日銀の理事でもあり、元新進党、自由党の衆議院議員の方、鈴木さんという方がおっしゃっていることです。「1997年に消費税を3%から5%に引き上げた当時、私は新進党議員でした。消費税増税5兆円に社会保険料の引き上げなどで9兆円の負担増となり、経済が一気に冷え込むと大反対しました。景気後退で多額の不良債権を抱えてい

た金融機関の危機も引き起こすことから、警告しました。自民党席から元日銀理事が不安をあおるのかとやじを受けましたが、不幸にして予測は的中しました。今回、消費税8%で8兆円、10%で13.5兆円の負担増です。しかも、3年度連続して2%台の経済成長をした97年当時と比べ、経済の勢いが違う。デフレ脱却はできないし、賃金も上がってこない。消費税を大幅に上げて景気をつぶしたら、税収も落ち込み、元も子もなくなってしまいます。エコノミストとして何十年も景気分析をしてきた目から見て、今、消費税を増税するのは非常に危ない。少なくとも1年は消費税増税を延期するのがいいと思います。日本共産党は4月増税中止の1点で共闘を呼びかけていますが、政治運動として評価したいと思います」というように述べられております。先ほど、現状はアベノミクスのことですよね、今、自公政権が進めている、この効果もこれから期待されるということが言われていますが、仮に来年4月までに景気が多少上向きになったとするのは、もちろん増税が決まれば、駆け込み需要ということが考えられますし、さまざまな企業、販売されている方も駆け込み需要ということを狙って物を売り出しています。そのことによって一時的には上がるとは思いますが、これ、同じことですね、この鈴木さんがおっしゃられたようなことで一気に冷え込む可能性は物すごく高く危険だと言われています。

次ですが、世論調査の中でも、多くの方がこの消費税を不安に思われています。例えば、間近のNHKの世論調査、これ9日、延々放送されましたけど、予定どおりに引き上げるべきだという人は27%にとどまっています。反対に予定どおり引き上げた場合、76%の人が家計のやりくり不安を感じることも答えておられます。私自身も市民の皆さんのアンケート結果の、結果はほぼ8割、9割、この消費税の増税をとめてほしいという意見が多いですし、連日訪問していても、この増税に関しての不安の言葉をほとんどの方が言われます。先日も首相官邸に有識者を集めて聞き取り調査をやっていましたが、この顔ぶれを見ると、消費税増税論者が大半で、国民の声を聞いた形をつくるというものになっている。さらに、メディアもひどい報道をしていて、オリンピック招致を決めた直後、NHKの記者が安倍首相に「オリンピックは東京に決まったので、消費税も問題なくなりましたね」と尋ねている。これにもうあきれたといったようなジャーナリストの方の記事もあります。

そもそもですけど、先ほど具体的な案を示すべきだと言われておられましたが、この日本のそもそもなんですけど、日本の課税のやり方というのが、今の現状、異常なものだと思います。これは何度かこの議会の中でもお話しさせてもらいましたが、日本の税率と

いうのは、年収が1億円以上上がると、どんどん税率が下がっていく。グラフにすると、1億円を超えると下がっていく。要するに、低所得者ほど負担割合が高い、金持ちほど税率が低いというような、まず、そもそもここに税率の問題もあります。この消費税の増税を一番求めているのは財界ですね。経団連が求めているわけでありますが、僕が初めて5年前に議員になったときに、消費税の問題を取り上げて、パネルも使ってちょっと説明をさせてもらったんですけど、そのときにちょっといろいろ勉強させてもらいまして、すごく難しいからくりになっています。この消費税というのは輸出戻し税との関係だったり、労働者派遣法との関係だったり、要するに、海外に物を輸出している大企業というのが消費税の税率が上がれば上がるほど、そのままそっくり消費税が返ってくるといったような、こんなおかしなからくりになっています。そのことによって、トヨタのある愛知県の税務署がもう数千億円の赤字になるといったような、もう考えられないようなことが起こっています。こういったように、そもそもこの消費税のこの形というものに問題があって、そういうことをするのではなくて、財源が足りないから消費税増税するのじゃなくて、やっぱりこの不要不急のまず歳出削減をすること、そして、先ほどからおっしゃっています、僕が言っています富裕層、大企業の応分の負担で賄っていくべき。今の状況で消費税を上げて、税収が増えて社会保障が充実するとは考えられません。

もう1点ですが、この消費税というのは本当に逆進性の高い税とされています。年収が高い方も、年金生活者の方も、一律にあの税金がかかってしまう。本当に低所得者には大きな負担になりますね。被災者ももう今、数十万人まだおられて、仮設暮らしをされている方もたくさんおられます。そうした方々にも一律にかかると。生活が今でも苦しいのに、さらに苦しくなるということは誰が考えてもわかることだと思います。

これは今日、私朝に、7時半ぐらいに生活保護を受けておられる方から電話があって、もう助けてほしいから、ちょっと何とかしてほしいということで野洲病院まで運びました。その方は腎不全の可能性があるので預けたんですけど、その方も何で今。

○議長（三和郁子君） 簡単明瞭にもう少しまとめて下さい。

○12番（太田健一君） はい。要は、そういう生活保護をかかっている方がもう本当に引け目を感じて、なかなか病院にも行けない。本当なら無料でできるけど、行くのも我慢している。で、最終的にそういった緊急的な状況になった。本当にぎりぎりの生活保護費も下げられました。そういったような厳しい生活の方、年金暮らしの方もそうですし、そういう人たちにももう全て逆進性が高いこの消費税がかかってくる、ここに大きな問題が

あると思います。

以上をもって、消費税の増税、4月からの増税はやめるべきと私は思います。

以上をもって賛成討論とします。

○議長（三和郁子君） お諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

もう少し簡単明瞭にまとめていただいて意見を言っていただくように、よろしく願いいたします。

第18番、内田聡史議員。

○18番（内田聡史君） 18番、内田聡史です。

オスプレイの配備撤回、饗庭野演習場での訓練中止を求める意見書（案）に反対の立場で討論を行います。

まず最初に、日本におけるオスプレイの配備の件についてであります。意見書（案）で指摘がありましたが、確かに開発当初は事故が4件あり、欠陥が指摘されてきました。しかし、それらの事故を調査研究し、機能の追加や再設計など原因への対策を行い、技術的な問題はクリアされています。また、アメリカ政府が量産を決定してからの事故においても、事故後の対策を講じており、海兵隊航空機の平均を上回る安全記録を示しています。また、昨年、オスプレイの沖縄配備に先立ち、2005年のアメリカ政府によるオスプレイの量産決定以降の事故に対しても、日本政府は航空安全や事故調査の専門家からなる分析評価チームを立ち上げ、我が国独自の手法により、安全性に関わる確認を行っており、この結果、量産決定以降、機体自体が両事故の要因となったとは認められないと評価しています。以上のことから、オスプレイの安全性については理解をしております。次に、饗庭野演習場で行われる日米合同訓練で、オスプレイの使用が最終調整に入っているところであり、先般、防衛省の担当者が滋賀県庁と高島市役所を訪れ、説明が行われました。その席で意見書（案）の文面にもあるヘリボーン訓練は行われますが、演習場外での低空飛行訓練や夜間飛行訓練については行う計画がないことを明らかにしています。また、騒音による環境破壊をご心配いただいておりますが、MV22オスプレイの騒音はこれまでの

CH46よりおおむね低く、通常の運用において、これまでの機体と比較し、極めて早く高い高度を飛行することから、騒音の発生地点が地上から遠くなり、継続時間が短くなるため、その分、音は低減するとの調査結果が出ております。オスプレイにはこれまで半世紀近く運用されてきたCH46ヘリコプターよりも高機能であり、災害発生時において即応し、広範囲において人員、物資の輸送支援、負傷者の搬送などの医療支援活動で中心的な役割を果たすことが期待されております。また、別の視点から見ると、オスプレイの配備により、海兵隊の即応力が格段に高まり、尖閣諸島を含む南西諸島防衛における抑止力の強化につながると考えます。オスプレイは現在、沖縄に配備されていますが、その存在による抑止力は日本全国をカバーしています。したがって、訓練も日本全体で行われ、沖縄に集中している負担を少しでも軽減するために必要であり、日本の安全保障に対する認識を日本国民全体が等しく共有することが必要であると考えます。

以上のことから、オスプレイの配備の撤回、饗庭野演習場での訓練中止を求める意見書（案）の提出には反対を表明し、討論とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後4時41分 休憩）

（午後4時42分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） 確かに提案者が賛成というのはおかしい気もしますが、これは1人議員だった場合は1人で提案して、反対討論に対して賛成討論するというのも必要になりますし、制度的に認められていますので、今回に関して私がさせていただきたいと思います。

意見書第8号オスプレイの配備撤回、饗庭野演習場の訓練中止を求める意見書（案）に対しての賛成討論をしたいと思います。

今、反対討論の中で、当初いろいろ事故があったが技術的な問題はクリアしている、安全性を理解しているとおっしゃっておられましたが、最近の主な事故として2010年には4月、6月、9月、2013年には6月、8月と、これはアメリカですね、アメリカで事故がもうずっと続いています。さらに、8月、今年の8月にはまたアメリカで着陸に失敗して、機体が炎上したばかりということですので、どこをもって安全性が確認できるのかと、まず感じます。このオスプレイのこの配備は、これ今回初めて饗庭野でさ

れるということですが、この訓練をこれから全国に拡散する意向で、現在は四国に集中している低空飛行訓練や夜間訓練も全国で強行されるというまず危険性があります。さらに、この近畿に関わるというものとして、和歌山県を通るオレンジルートというものと、兵庫県を通るブラウンルートというものがあります。ちょっと今、地図はここにしかないんですけど。この訓練は何の通知もなく行われる。兵庫県、さらに兵庫県の北部地域では、公立豊岡病院を拠点とするドクターヘリが1日平均3から4回運行していて、要するに、患者の命と安全まで危険にさらしてしまうという可能性もあります。

そもそもの話ですが、先ほど内田議員が言っていました、海兵隊の増強、南西諸島の抑止力ということを言われておられました。そもそもこのオスプレイの配備ということによって、今、大きな問題は日本の領土の中にアメリカの基地があつて、中国だったり、韓国だったり、北朝鮮だったり。日本に対してのいろんな問題を起こしていますが、その大もとにあるのは、日本というのは資源もないですし、領土も狭いです。日本の財産は技術力です。だから、日本を攻めてもそれほど大きな得られるものがない中で、なぜそれほど危険視するかというと、やはり日本の主要都市、主要場所にアメリカの基地がどんと構えている、沖縄にはもう最前線基地、先ほど海兵隊と言いましたが、これは世界への殴り込み部隊、というものが何かあればすぐ出撃できる、こういったものが沖縄にある。このことが一番近隣のアジアの諸国を刺激していることだと思います。これは、これまでの政府もそうでしたし、今の政権も同じくアメリカ言いなりになっていること、ここに大きな問題があると思います。軍備を増強してこうして海外を刺激するのではなくて、今しゃべっているので、とめないで下さい、失礼でしょう。大事なことは海外を刺激することではなくて、やはり国際法による話し合いで外交によって解決していくべき。これは一番大切なことです。だからこそ、このオスプレイの配備ということを経れば、本当に世界の中でまた日本は孤立していく方向に進むのではないかと危惧しています。

以上をもって、このオスプレイの配備撤回、饗庭野演習場での訓練中止はやめるべきだと私は思います。

以上をもって賛成討論とします。

○議長（三和郁子君） 第20番、河野司議員。

○20番（河野 司君） 第20番、河野司でございます。

意見書第9号介護保険の要支援1、要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書（案）について反対の立場で討論を行いたいと思います。



ご承知のように、高齢化社会の中、ますます増大が予想されます介護保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付範囲の見直しは避けて通れない問題であると考えます。また、政府では、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、高齢者が尊厳を保ちながら、重度な要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、国は住まい、医療、介護予防、生活支援が日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制、つまり、地域包括ケアシステムづくりを推進しているところでございます。今般の見直しにより、軽度の高齢者に対するサービスを保険給付から市町村事業に移行することにより、ボランティアまたNPOなども活用して、柔軟、効率的に実施されることが期待をされるところでございます。他方、サービスを提供する市町村の財源の問題、要介護者にとって真に必要なサービスが切り捨てられることがないよう、適切な見直しが必要でございます。一律に現行の給付範囲を維持するのではなく、柔軟な見直しが必要と考え、反対討論といたします。

○議長（三和郁子君） 第13番、野並享子議員。

○13番（野並享子君） 意見書第9号介護保険の要支援1、要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書についての賛成討論を行います。

介護保険の要支援を給付対象から外し、地方自治体に丸投げするということは当初の介護保険の趣旨から外れます。確かに地域で安心して暮らせるシステムは必要ですが、それは介護保険をサポートする内容であり、それを全てボランティアで賄うとかいうことは無理であります。野洲市として平成24年3月に高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画というのが平成24年から26年度のことですと出されております。その資料を見ましても、介護ボランティア活動を活動しているという人は2割ぐらい。やりたくない、できないということで、できないという理由としては、一番多いのが自信がないとかいう状況であります。それと、忙しいということで、こういう形でなかなかボランティア活動が進んでいないというのが現実であろうかと思えます。今、全国では要支援の方は認定者としては154万人、野洲市では400人ほどがこの要支援を受けておられると思えます。こうした中で今、高齢者が増える中で、さらに増えていくことですので、これが国が手を引くということになると、本当に大変な状況になろうかと思えます。しかも、65歳以上でひとり暮らしの高齢者と夫婦が高齢者という割合もこの資料によりますと、3割以上になってきており、認知症の割合も増えてきています。この認知症に関しましては、やはり専門家の知識で家族をサポートする体制が必要であって、ボランティアでは到底解消すること

はできません。今、この国民会議が出した内容は、政府が閣議決定した内容は、平成26年の通常国会に法案を提出し、27年には実施ということを決めて進めようとしております。今、やはり地方自治体から、これはやめてという意見書を上げる必要があるかと思えます。

よって、本意見書の賛成討論といたします。ご賛同よろしく願いいたします。

○議長（三和郁子君） 第14番、小菅六雄議員。

○14番（小菅六雄君） それでは、若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）について、私は反対討論を行います。

言うまでもなく、現在、若者の置かれている雇用労働条件は労働法制の規制緩和、規制緩和と言えれば聞こえがいいように見えますが、相次ぐ改悪で非正規雇用が急増しています。今、若者の非正規雇用は50%を超えていると言われ、その実態は派遣労働、パートなどです。当然、将来に対する希望、人生も保障されず、不安と怒りが広がっています。一方、正社員でも大企業と言われる会社でも、若者を大量採用して過酷な労働条件を押し付け、大量に退職へ追い込み、企業としての社会的責任を放棄するブラック企業の横行など、若者の生活と未来を脅かしています。これが日本の雇用の実態であります。そこで、本意見書（案）でも、非正規でも、正規でも、若者や女性が過酷な労働条件に置かれていると前文で書かれています。しかし、問題はそう認識しているのであれば、その根本原因、これまでの労働法制の改悪をもとに戻し、労働者派遣法などの抜本改正をしなければならぬと思います。にもかかわらず、これに触れないで、若者の劣悪な労働環境の現状を事実上容認し、そして、その枠内だけで対策を行うというのは、これでは根本的な、抜本的な解決にならないと思います。意見書（案）の中に、若者の労働者に劣悪な労働環境下に仕事を強いる企業の件について、報道されておりますように、ユニクロなどのブラック企業に対して「違法の疑いがある場合等の立ち入り調査の実施や、悪質な場合の企業名の公表などを検討し、対策を強化すること」と書かれていますが、これについては当然のことだと思います。

問題は本意見書（案）の3点目に「個人のライフスタイルに応じた多様な働き方を可能とするために、地域限定や労働時間限定の正社員など多面的な働き方を普及・拡大する環境整備を進めると共に、短時間正社員制度、テレワーク、在宅勤務などの導入を促進すること」と書かれています。この項目については本意見書（案）の前文に「非正規でも、正規でも、若者や女性が過酷な労働条件に置かれている」と認識しながら書かれていますが、

このような実態、状況を一層悪化させる内容であります。つまり、「ライフスタイルに応じた多様な形態の正社員をつくる。勤務地や職務などに限定した正社員の雇用を拡大とする」というものであります。正社員を拡大するといえば、労働者にとっていい方向に聞こえます、見えますが、現実はそのようではありません。限定社員制度そのものは、限定社員は企業と無期限の労働契約を結ぶという点では、正社員と同じように見えます。しかし、家庭の実情で転勤できなければ、地域限定社員となります。待遇が正社員より低くなります。転勤問題は女性労働者の差別待遇として以前から問題になっていました。つまり、企業の都合で何でも従うことができるかどうかを処遇の基準として、正社員に格差をつけようというのが限定社員制度であります。このような限定社員制度なるものは本格的に導入されれば、正社員が地域限定や職務限定、残業時間限定などに分類されて賃金が大幅ダウン、一時金も半減、定期昇給など定期昇給もなしのなどの扱いにもなりかねません。そして、企業の命令でいつでも転勤ができ、サービス残業も平気で24時間企業に尽くす覚悟を持った一部の正社員が中核として残ってしまいます。こういうやり方で正社員を多様化すれば、当然、企業は総額人件費を大幅に削減することができます。今回、この限定社員制度なるものは財界が強く求めているものであります。この限定社員制度の整備を求める狙いはここにあったわけでありまして。

そこで問題なのは、このような財界の意向を受けて、政府厚生労働省自身が勤務地や職務が限定される限定社員は正社員と同列に扱われることにはならないという、このような通達まで出しています。例えば、限定社員と限定社員の解雇問題の場合、一般社員とは同列に扱われないことでもあります。一般社員では一定保障されている権利も限定社員には適用されず、労働条件も解雇も企業の都合で自由にされかねない、これが限定社員制度であります。

以上、問題点を若干指摘しましたが、今回の意見書（案）は意見書の表題である「若者世代が安心して就労できる環境等の整備」という言葉とは裏腹に、これまでの雇用形態の一層の改悪でありまして、これまでの正社員制度そのものを破壊させ、ひいては若者の不安定雇用を一層劣悪化させるものでありまして、私は反対するものであります。

以上で討論といたします。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、順次採決をいたします。

お諮りいたします。まず、意見書第7号消費税の増税中止を求める意見書（案）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号オスプレイの配備撤回、饗庭野演習場での訓練中止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号介護保険の要支援1、要支援2を保険給付の対象から外さないことを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第9号は否決されました。

次に、意見書第10号若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、意見書第11号地方税財源の充実確保を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（三和郁子君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第11号は、原案のとおり可決いたしました。

本日、可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職より直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 平成25年第3回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本定例会は去る8月27日に召集させていただき、本日に至りますまで25日間でありました。当初、提案させていただきました平成25年度補正予算6件、平成24年度決算の認定11件、条例の一部改正2件、その他3件の計22議案について、慎重なご審議の上、いずれも原案どおりお認めをいただき、誠にありがとうございました。

また、一般質問におきましては、防災関係や産業振興、観光振興などをはじめとして、福祉、環境、基盤整備などの施策について、多くのご意見やご提案をいただきました。これらをしっかり受けとめまして、誠心誠意、市政運営にあたってまいります。特に、一般会計補正予算の中の新病院整備関連経費については、市民及び専門家による公開の場や、市議会におけるこれまで2年間にわたる整備の可否と、それに伴うあり方に関する検討を踏まえ、慎重審議の上お認めをいただき、誠にありがとうございます。病院問題は当初から、象が針の穴を通るより難しい問題だと、たとえて申し上げておりました。予算組み替えの提案までいただき、ご議論いただいたことはその表れであると考えております。今後は速やかで着実に、新病院整備の基本構想の策定に向けて、透明かつ建設的な調査検討を市民及び専門家のご参画によって進めてまいります。これまでの展望なく民間病院に多大な支援を継続することにかえて、新しく市立病院を整備することは病院経営という新しい課題と業務を市政が担うこととなります。これまでの審議でも、病院問題は重荷だからといって落とすのではなく、担い切る方を選ぶことになると、たとえて申し上げてきました。しかし、そのことによって、少子高齢化が急激に進む中で、市民の健康及び子育て支援と高齢者サービスのための安心拠点が生み出されることになると考えております。

さて、議員の皆様におかれましては、平成21年10月にご当選後4年間、21年10月にご当選後4年間にわたり、野洲市のまちづくりに多大なご貢献をいただき、ありがとうございました。心より敬意と感謝の意を表させていただきます。任期もいよいよ間近に迫り、本会議が任期中の最後の議会となります。引き続き議員としてご活躍の意向をお持ちの方も多くおられる一方、後進に道を譲られる方もあるように伺っております。引き続

いてご活躍のご意向の方々におかれましては、ご健闘いただき、ご意志が実現いたしますことを心よりお祈り申し上げます。また、ご勇退になるの方々におかれましては、今後、市議会の議席を離れられましても、ご在任中と変わることなく野洲市のまちづくりに対してこれまでどおりご指導、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては健康に十分ご留意をいただき、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことを切にお願い申し上げますと共に、本市発展のためにご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 昨年の11月に議長職に就任いたしまして、議長席からの挨拶が本日最後となりました。平成21年11月に私たちこの20名の議員が就任し、本年の来月になりますが、任期が満了となります。その最終年の年に、議長としてこの1年間、山仲市長をはじめ職員の皆様、そして、議員の皆様のご協力によりまして、議長職を1年終えることが、来月の31日までございますが、終わると信じております。平成21年の11月に就任し、皆さん20名が新任され、1年目の議長に鈴木市朗議員が議長として就任され、そして、議会改革をするという表明をされました。その表明を受けて私たちこの4年間、議会基本条例、政治議員政治倫理条例を制定いたしました。それに向かって議会は何をしているかわからないという市民の多くの声を私たちは聞いたと思います。その中で、議員から自ら市民の方へ出向いて報告、そして議論、意見と聞く場面がこの議会基本条例に入れて、私たちは市民の声を聞くことができ、また、私たちはその声を議会の中で議論をしてまいりました。議会基本条例の中には議員合意形成というものがあります。私が議長をこの1年務めて、議員合意の形成ができない部分がありました。議員お一人お一人に向かって、私はもう少し議会に協力をしていただきたいということもお話しさせていただきました。ですが、今日に至りましたけども、一人ひとりの議員はそれぞれの思いがあって、この4年間、立派に私は務めをされたというふうに思っております。

皆さん、山仲市長をはじめ職員の皆さん、議員の皆さん、私の議員生活14年間、私なりに一生懸命してまいりました。そして、皆様から温かいご指導をいただきましたこと、深く感謝申し上げます。そして、この14年間の議員活動を私、今期で卒業させていただきたいと思います。皆様には本当にお世話になりました。ありがとうございました。

以上で、平成25年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後5時22分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成25年9月20日

野洲市議会議長                   三 和 郁 子

署 名 議 員                   河 野       司

署 名 議 員                   矢 野 隆 行